



事務連絡

平成14年4月15日

地方社会保険事務局

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第71号）、「基本診療料の施設基準等を定める件」（平成14年3月厚生労働省告示第73号）及び「特掲診療料の施設基準等を定める件」（平成14年3月厚生労働省告示第74号）について、別添のとおり一部訂正が行われる予定ですので取り急ぎお知らせしますので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。

なお、当該一部訂正の官報掲載日は未定ですが、官報掲載の際には改めて御連絡いたしますので、念のため申し添えます。

ペー ジ      段      誤      正

平成十四年三月八日(号外第四十二号)厚生労働省告示第七十一号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件)

四〇	上	一四	月1回	上	下	下	終 から 九	終 から 九	三 から 一	C 1 1 1	C 1 1 2
四〇	上	一九	月1回	上	下	下	及び			、区分番号B0 01-2-2にて 掲げる地域連携 小児夜間・休日 診療料及び	、区分番号B0 01-2-2にて 掲げる地域連携 小児夜間・休日 診療料及び
四二〇	上	一九	月1回	一四	C 0 0 1	C 0 0 1				C 1 0 1 区分番号E00 1又はE004 に掲げる画像診 断、区分番号E 102に掲げる 画像診断及び区 分番号E203 に掲げる画像診 断のそれぞれに ついて月1回	C 1 0 1 区分番号E00 1又はE004 に掲げる画像診 断、区分番号E 102に掲げる 画像診断及び区 分番号E203 に掲げる画像診 断のそれぞれに ついて月1回
		一九	月1回							区分番号E10 2に掲げる画像 診断及び区分番 号E203に掲 げる画像診断の	区分番号E10 2に掲げる画像 診断及び区分番 号E203に掲 げる画像診断の

四〇	上	三〇	月 1 回	それぞれについて月 1 回 区分番号 E 0 0 1 又は E 0 0 4 に掲げる画像診断、区分番号 E 1 0 2 に掲げる画像診断及び区分番号 E 2 0 3 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回 区分番号 E 1 0 2 に掲げる画像診断及び区分番号 E 2 0 3 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回
四〇	上	三五	月 1 回	

平成十四年三月八日（号外第四十二号）厚生労働省告示第七十三号（基本診療料の施設基準等を定める件）

一三三	上	七	小児入院医療管 理料	小児入院医療管 理料 1 又は 2
-----	---	---	---------------	----------------------

平成十四年三月八日（号外第四十二号）厚生労働省告示第七十四号（特掲診療料の施設基準等を定める件）

一四二	上	一二四	腹仙骨式)	腹仙骨式) 仙
-----	---	-----	-------	---------

— 尾 部 奇 形 肿 手 术 —

2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿沈渣顕微鏡検査

ハ 粪便検査

　　潜血反応検査、ヘモグロビン

二 血液形態・機能検査

　　赤血球沈降速度測定、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像、ヘモグロビンA<sub>1</sub>(HbA<sub>1</sub>)

ホ 出血・凝固検査

　　出血時間測定、凝固時間測定

ヘ 血液化学検査

　　総ビリルビン、總蛋白、總質反応、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸脱水素酵素(LDH)、アルカリファースファターゼ、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、アーグルタミールトランスペプチダーゼ(r-GTP)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチニン・フォスフォキナーゼ(CPK)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、鉄、Mg、P及びHPO<sub>4</sub>、總コレステロール、グルタミック・オキソローゼ・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、遊離脂肪酸、シアル酸、フルクトサミン、グリコアルブミン、1,5-アシヒドロ-D-グルシトール(1,5AG)、1,25ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>(1,25(OH)<sub>2</sub>D<sub>3</sub>)、β-リボ蛋白、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)、總鉄結合能(TIBC)、蛋白分画測定、血液ガス分析、AI、フェリチン

ト 内分泌学的検査

　　トリヨードサイロニン(T<sub>3</sub>)、サイロキシン(T<sub>4</sub>)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT<sub>3</sub>)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT<sub>4</sub>)、カルシトニン、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(HANP)、ヒト副腎性ナトリウム利尿ペプチド(BNP)

チ 感染症血清反応

　　梅毒螺旋体抗原使用検査

リ 肝炎ウイルス関連検査

　　HBs抗原、HBs抗体価、HCV抗体価

ヌ 血漿蛋白免疫学的検査

　　C反応性蛋白、血清補体価(CH<sub>50</sub>)、免疫グロブリン、補体蛋白(C3)、補体蛋白(C4)、トランسفエリン、β-マイクログロブリン(β-m)

ル 心電図検査

ヲ 写真診断

　　単純撮影(胸部)

ワ 摂影

　　単純撮影(胸部)

16 嘴息治療管理料

イ 1月目

75点

ロ 2月目以降

25点

注 入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

### 17 慢性疼痛疾患管理料

130点

注1 診療所である保険医療機関において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号J 1 1 9に掲げる消炎鎮痛等処置及び区分番号H 0 0 1の4に掲げる理学療法料の費用は所定点数に含まれるものとする。

### 18 小児悪性腫瘍患者指導管理料

500点

注1 小児科を標準する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患癌腫指導料又は区分番号B 0 0 1の5に掲げる小児科癌腫指導料を算定している患者については算定しない。

2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の両月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B 0 0 1の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

### B 0 0 1-2 小児科外来診療料(1日につき)

1 保険薬局において調剤料を受けるために処方せんを交付する場合

イ 初診時	区分番号B 0 0 1-2-2に掲げる	550点
ロ 再診時	地域連携小児夜間・休日診療料	370点

2 1以外の場合

イ 初診時		660点
ロ 再診時		480点

注1 小児科を標準する保険医療機関であって地方社会保険事務局長に届け出たものにおいて、入院中の患者以外の患者(3歳未満の乳幼児に限る)に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

2 区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注6に規定する場合又は区分番号C 1 0 0 からC 1 1 1までに掲げる在宅療養指導管理料を算定している場合については、算定しない。(C 1 1 2)

3 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注5から注7までに規定する加算、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注3に規定する加算、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注4に規定する加算及び区分番号C 0 0 0に掲げる往診料(注1から3に規定する加算を含む)を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。

### B 0 0 1-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料

300点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た小児科を標準する保険医療機関において、主たる勤務先が当該保険医療機関以外の保険医療機関である医師が、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者(6歳未満の小児に限る)に対して診療を行った場合に算定する。

## B 001-3 生活習慣病指導管理料

## 1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合

イ 高脂血症を主病とする場合	1,050点
ロ 高血圧症を主病とする場合	1,100点
ハ 糖尿病を主病とする場合	1,200点

## 2 1以外の場合

イ 高脂血症を主病とする場合	1,550点
ロ 高血圧症を主病とする場合	1,400点
ハ 糖尿病を主病とする場合	1,650点

注1 許可病床数が200床未満の病院又は診療所である保険医療機関において、高脂血症、高血圧症又は糖尿病を主病とする入院中の患者以外の患者に対して、治療計画を算定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合については、区分番号E 0 0 4に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している場合は算定できない。(10)

2 生活習慣病指導管理を受けている患者に対して行った指導管理等、検査、投薬及び注射の費用は、生活習慣病指導管理料に含まれるものとする。

## B 001-4 手術前医学管理料

1,420点

- 注1 手術前に行われる検査の結果に基づき計画的な医学管理を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、手術の実施に際して区分番号D 0 0 2に掲げる腹膜外麻酔、区分番号D 0 0 4に掲げる脊椎麻酔又は区分番号D 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による開鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に算定する。
- 2 同一の患者につき1月以内に手術前医学管理料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回日の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り、手術前医学管理料を算定する。
- 3 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行なったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 血液形態・機能検査

ハ 末梢血液像及び末梢血液一般検査

イ 血液・凝固検査

ロ 因血時間測定、プロトロンビン時間測定、凝固時間測定及び活性化部分トロンボプラスチントラスチニン時間測定

二 血液化学検査

イ 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素(BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ(Che)、ヤーグルタミールトランスペプチダーゼ(ヤーGTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酶(LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチニン・フォスフォキナーゼ(CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン、

グロブリン比測定、試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極による血中ケトン体、糖・クロール検査、リン脂質、β-リボ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO、総コレステロール、グルタミック・オキソアセテイック・トランスアミナーゼ(GOT)、グルタミック・ビルビック・トランスアミナーゼ(GPT)、総鉄結合能(TIBC)、不飽和鉄結合能(UIC)、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性

## ホ 感染症血清反応

イ メラニン抗原便用検査(定性)、抗ストレプトリジンO血(A SO 血)、抗ストレプトトキナーゼ血(A SK 血)、赤血アメーバ抗体価、TPHA検査(定性)、HIV-1抗体価、健蔵又は尿中肺炎球菌抗原、膿液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザB型抗原、腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査、単純ヘルペスウイルス特異抗原、RSウイルス抗原精密測定及び淋菌同定精密検査

## ヘ 肝炎ウイルス関連検査

イ HBs抗原及びHCV抗体価精密測定

## ト 血漿蛋白免疫学的検査

イ C反応性蛋白(CRP)定性及びC反応性蛋白(CRP)定量

## チ 心電図検査

イ 分区番号D 2 0 8の1に掲げるもの

## リ 写真診断

イ 分区番号E 0 0 1の1のイに掲げるもの

## ヌ 撮影

イ 分区番号E 0 0 2の1に掲げるもの

4 分区番号D 0 2 6に掲げる血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料又は免疫学的検査判断料を算定している患者については算定しない。

5 第1章第2部第3節に掲げる特定入院料、分区番号D 0 2 7に掲げる基本的検体検査判断料(I)又は分区番号D 0 2 8に掲げる基本的検体検査判断料(I)を算定している患者については算定しない。

## B 001-5 手術後医学管理料(1日につき)

## 1 病院の場合

1,410点

## 2 診療所の場合

1,250点

注1 病院(療養病棟、結核病棟、精神病棟及び老人病棟を除く。)又は診療所(療養病床に係るものを除く。)に入院している患者について、入院の日から起算して10日以内に行なわれた分区番号D 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による開鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日限り算定する。

2 第3部検査のうち次に掲げるもの(当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行なったものに限る。)は、所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性判定検査

ハ 血液形態・機能検査

イ 赤血球沈降速度測定、末梢血液像及び末梢血液一般検査

## 第6章 特定保険医療材料料

区分

## D 6 0 0 特定保険医療材料

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

材料価格を10円で除して得た点数

## 第4部 画像診断

通則

- 1 画像診断の費用は、第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数により、又は第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関において撮影及び画像診断を行った場合は、所定点数に1日につき110点を加算する。
- 4 区分番号E 0 0 1、E 0 0 4、E 1 0 2及びE 2 0 3に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、月1回に限り所定点数に48点を加算する。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。
- 5 区分番号E 1 0 2及びE 2 0 3に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2として、月1回に限り所定点数に72点を加算する。
- 6 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E 0 0 1、E 0 0 4、E 1 0 2又はE 2 0 3に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則4の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り、画像診断管理加算1を算定することができる。ただし、画像診断管理加算2を算定する場合はこの限りでない。
- 7 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E 1 0 2及びE 2 0 3に掲げる画像診断に限る。）を通則6に規定する保険医療機関で行った場合であって、受信側の保険医療機関が通則5の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、月1回に限り、画像診断管理加算2を算定することができる。
- 8 学校教育法に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における画像診断に要する費用については、厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。

## 第1節 エックス線診断料

- 1 エックス線診断の費用は、区分番号E 0 0 0に掲げる遠隔診断若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各区分の所定点数、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各区分の所定点数を合算した点数若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断、区分番号E 0 0 2に掲げる撮影及び区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技の各区分の所定点数を合算した点数又はこれらの点数を合算した点数により算定する。

区分番号E 0 0 1又はE 0 0 4に掲げる画像診断、  
区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び  
区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断の各区分の所定点数

- 2 同一の部位につき、同時に2以上のエックス線撮影を行った場合における写真診断の費用は、第1の診断については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各所定点数により、第2の診断以後の診断については同区分の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 3 同一の部位につき、同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の2並びに区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の2並びに注4及び注5に掲げる場合を除き、第1枚目の写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各所定点数により、第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。
- 4 デジタル映像化処理を行った場合においては、前3号により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。

イ 単純撮影の場合	75点
ロ 特殊撮影の場合	95点
ハ 造影剤使用撮影の場合	120点

- 5 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E 0 0 4に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

区分

## E 0 0 0 透視診断

区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び

区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断に限り算定する

## E 0 0 1 写真診断

## 1 単純撮影

イ 頭部、胸部、腹部又は脊椎	85点
ロ その他	43点

## 2 特殊撮影（一連につき）

95点

## 3 造影剤使用撮影

72点

注 間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

## E 0 0 2 撮影

## 1 単純撮影

65点

## 2 特殊撮影（一連につき）

264点

## 3 造影剤使用撮影

148点

注 1 間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

2 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して撮影を行った場合は、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。

3 3の造影剤使用撮影について、脳脊髄腔造影剤使用撮影を行った場合は、148点を加算する。

4 3の造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈撮影を行った場合は、一連につき区分番号D 2 0 6に掲げる心臓カテーテル法による検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。

5 3の造影剤使用撮影について、胆管・脾管造影法を行った場合は、画像診断に係る費用も含め、一連につき区分番号D 3 0 8に掲げる胃・十二指腸ファイバースコピーカーの所定点数（加算を含む。）により算定する。

## 七 小児入院医療管理料の施設基準

## (1) 通則

イ 小児科を標榜していいる病院であること。

ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

△

ハ 特定疾患病院以外の病院であること。

ニ 主として小児を入院させる病院にあつては、他に小児入院医療管理料を算定する病院を有していないこと。

ホ 小児医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

△

ハ 特定疾患病院以外の病院であること。

ニ 主として小児を入院させる病院にあつては、他に小児入院医療管理料を算定する病院を有していないこと。

ロ 当該病棟において看護を行う看護師の数は、当該病棟の入院患者の数が一・五又はその端数を増すことに一以上であること。

△

ハ 小児科の常勤の医師が五名以上配置されていること。

ロ 当該病棟において看護を行う看護師の数は、当該病棟の入院患者の数が一・五又はその端数を増すことに一以上であること。

△

ハ 小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が十四日以内であること。

△

ハ 小児入院医療管理料の施設基準

(4) 小児入院医療管理料の施設基準

イ 小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ 当該病棟(療養病棟及び老人病棟を除き、精神病棟又は精神病棟に限る)における看護職員の数は、当該病棟(療養病棟及び老人病棟を除き、精神病棟又は精神病棟に限る)における看護職員の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。

△

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ロ 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。

- ト 適切な理学療法又は作業療法の実施計画を作成する体制及び適切な当該理学療法又は作業療法の効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。
- イ 回復期リハビリテーションを行っている状態。
- ロ 回復期リハビリテーションを行っている状態は、別表第九に掲げる状態とする。

## 九 特殊疾患医療病棟入院料の施設基準

## (1) 特殊疾患医療病棟入院料の施設基準

イ 脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を標ね八割以上入院させる一般病棟又は療養病棟であつて、病棟単位で行うものであること。

ロ 当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すことによること。

ハ 当該病棟における看護職員及び看護補助者の数は、当該病棟の入院患者の数が二又はその端数を増すことによること。

△

ハ 当該病棟における看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

## 第十二 手術

一 施設基準に適合している場合に限り所定点数を算定する手術の施設基準  
通則

緊急事態に対応するための体制その他該施設を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(1) 脳動脈瘤挿入術、頭蓋内電極挿入術、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置挿入術、脊髓剥離

装置交換術、人工内耳埋込術、埋込型膝関節器移植術、埋込型膝関節器交換術、補助人工心臓

体外衝撃波・尿管結石破碎術、体外衝撃波碎石術、人工耳膜、経皮的冠動脈形成術(高

速回転式經皮経肝アテレクトミーカチーネルによるもの)及び生体部分移植の施設基準

イ 当該療養を行うにつき必要な専用施設を有している病院であること。

ロ 当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が記載されていること。

(2) 以外の手術の施設基準

当該療養を行うにつき必要な医師が記載されていること。

二 施設基準に適合していない場合にあっては所定点数の百分の七十に相当する点数により算定することとなる手術の施設基準

## 通則

イ 緊急事態に対応するための体制その他該施設を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ 当該療養を行うにつき必要な医師が記載されていること。

(3) 人工關節置換術の施設基準

当該手術の一年間の実施件数が五十件以上あること。

(4) 先天性食道閉鎖症根治手術、胸膜裂孔ヘルニア手術、單心瓣膜手術(心室中隔造形術)、完

全大血管転換症手術、左心低形成症手術(ヘルワンド手術)、先天性腹道閉鎖症手術、肝

切離術、頸肛手術(仙骨会陰式及び腹会陰並びに腹仙骨式)、副腎悪性腫瘍手術及び腎(原発

悪性腫瘍手術の施設基準

水 これらの手術(一年未満の乳児に対して行われるものに限る)(9)一年間の実施件数の該數

が二十件以上あること。

中 これらの手術(一年未満の乳児に対して行われるものに限る)(9)一年間の実施件数の該數

が二十件以上あること。

ハ これらの手術(一年未満の乳児に対して行われるものに限る)(9)一年間の実施件数の該數

が二十件以上あること。

ベースメートカーボン植筋及びベースメートカーボン換筋の施設基準

これらの手術の一年間の実施件数の該數が三十件以上あること。

冠動脈 大動脈バイパス移植術及び体外搬運を要する手術の施設基準

これらの手術の一年間の実施件数が百件以上あること。

三 手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮消毒剤に係る薬剤

四 骨科点数表の第2章第9部に規定する特定薬剤

使用薬剤の薬価(薬価基準)の別表第4部薬科用薬剤の外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第九に掲げる薬剤

## 第十三 放射線治療専任加算の施設基準

一 放射線治療専任加算の施設基準  
(1) 放射線治療専任加算の施設基準を専ら担当する専門の医師(放射線治療について相当の経験を有するものに限る)が配置されていること。

(2) 当該治療を行うにつき必要な機器、施設を有していること。

二 高エネルギー放射線治療の施設基準  
当該治療を行うにつき必要な機器、施設を有していること。

第十四 歯科矯正

矯正治療診断(顎変形症(顎矯正等の手術を必要とするものに限る)の手術前後における歯科矯正に係るもの)の施設基準

一 身体障害者福祉法第十九条の二第二項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る)であること。

二 当該治療を行うにつき必要な専用施設を有していること。

三 当該治療につき口腔に關する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

## 第十五 開剤

一 基準開剤加算の施設基準  
(1) 通則

イ 患者(1)にて適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っていること。

ロ 患者の求めた方に依り、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供していること。

ハ 南局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二 適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 基準開剤加算(1)の基礎

十分な数の医薬品を備蓄していること。

(3) 基準開剤加算(2)の基礎

イ 処方せんの受け回数が「月に六百回を超える保険薬局」については、当該保険薬局の調剤のうち特定の保険医療機関(特定承認保険医療機関を含む)に係る処方によるものの割合が百分の七十以下であること。

ロ 麻薬及び向精神薬取扱法(昭和二十八年法律第四号)第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。

ハ 十分な数の医薬品を備蓄していること。

二 薬剤に係る無菌調剤処理の施設基準

(1) 薬剤であること。

(2) 無菌調剤処理を行うにつき必要な施設を有していること。

(3) 無菌調剤処理を行うにつき必要な医師が整備されていること。

三 健康保険法の規定による要券に要する費用の額の算定方法別表第三回算定期点数表に規定する

薬剤

使用薬剤の薬価(薬価基準)の別表に収載されている薬剤と同一規格を有する薬剤

第十六 分類老人保健施設入所者について算定できない検査等  
一 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等  
別表第十表(1)に掲げる検査

二 介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬  
別表第十一表(1)に掲げる薬剤

エリスロボウチン(人腎臓又は腎臓液を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る)